



# 行政法

# 出題数

- 平成14年度まで・・・  
50問中（2時間半） 2問 （4%）
- 平成15年度から・・・  
40問中（2時間） 3問 （7.5%）
- 平成18年度から・・・  
55問中（2時間45分） 7問 （12.7%）
- 平成29年度から・・・  
55問中（2時間45分） 10問 （18.1%）



大幅増加

<テキスト2頁>

# 学習方法

- テキストを通読し、概略をつかむ。
- 練習問題（特に過去問）を解く。
- 疑問に思ったところをテキストで確認する。
- 範囲が広いため、優先順位をつけつつ網羅的に勉強

## ☆ポイント☆

- ① 類型化した表を活用し、違いを正確に覚える。
- ② 学問的な言葉と意味が確実につながるようにする。
- ③ 問題集を解く中から重要判例にあたる。

# 【参考】よく使われる問題集

○ 「行政法実戦150題」 都政新報社

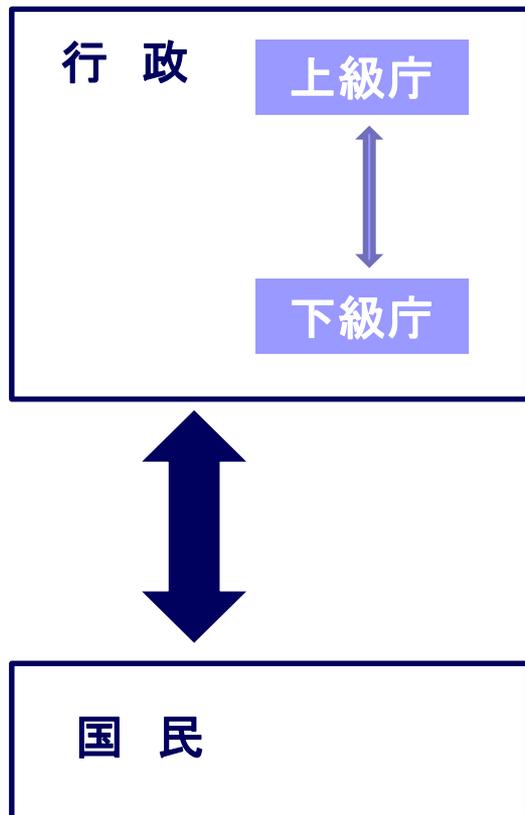
○ 「行政法101問」 学陽書房

○ 「要点演習 行政法」 公職研

<テキスト>

○ 「完全整理 図表でわかる行政法」 学陽書房

# 行政法の種類



## ①行政組織法

行政権内部の関係を規律する法  
(例: 内閣法、国家行政組織法)

## ②行政作用法

行政権と国民の関係を規律する法  
(例: 都市計画法、社会福祉法)

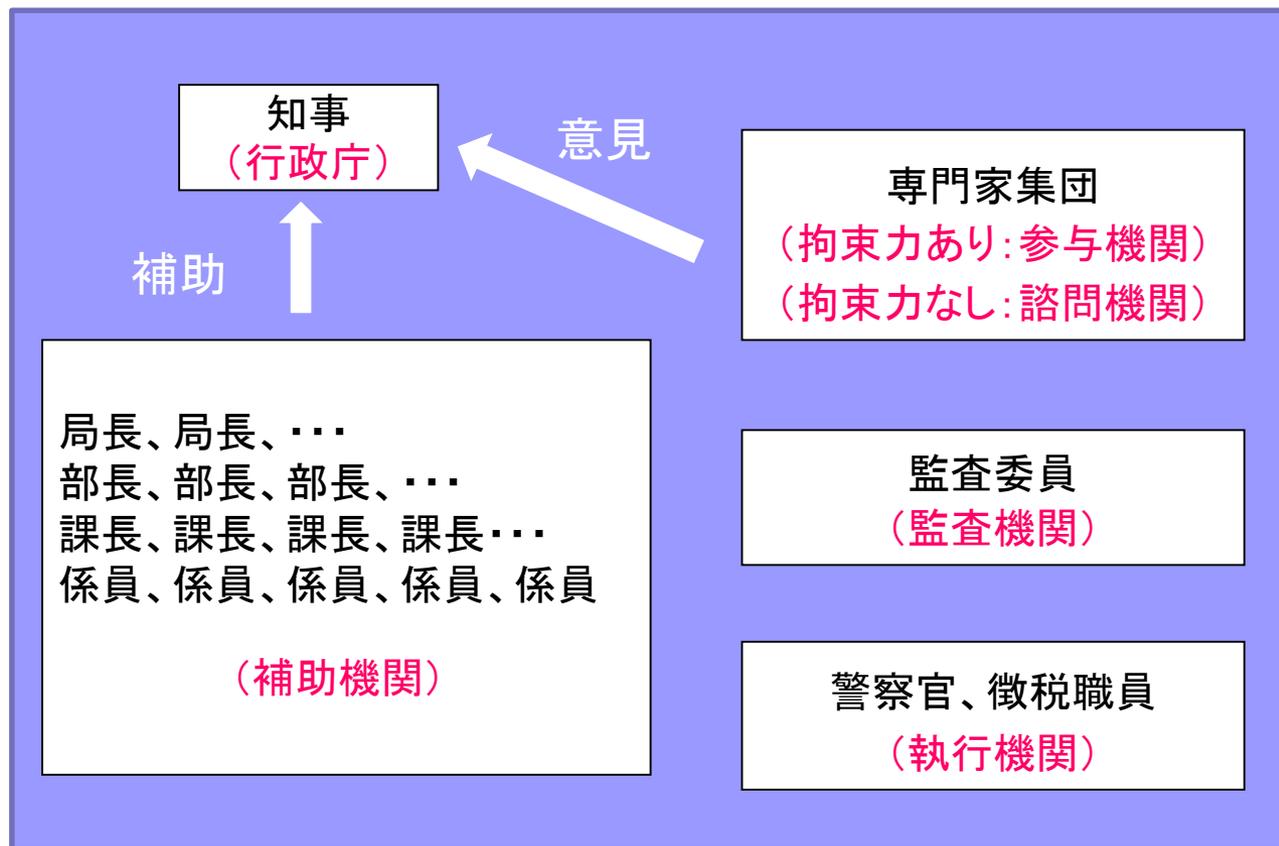
## ③行政救済法

①②で生じたトラブルを解決する法  
(例: 行政不服審査法、行政事件訴訟法)

<テキスト3頁>

# 行政組織のイメージ

## 東京都

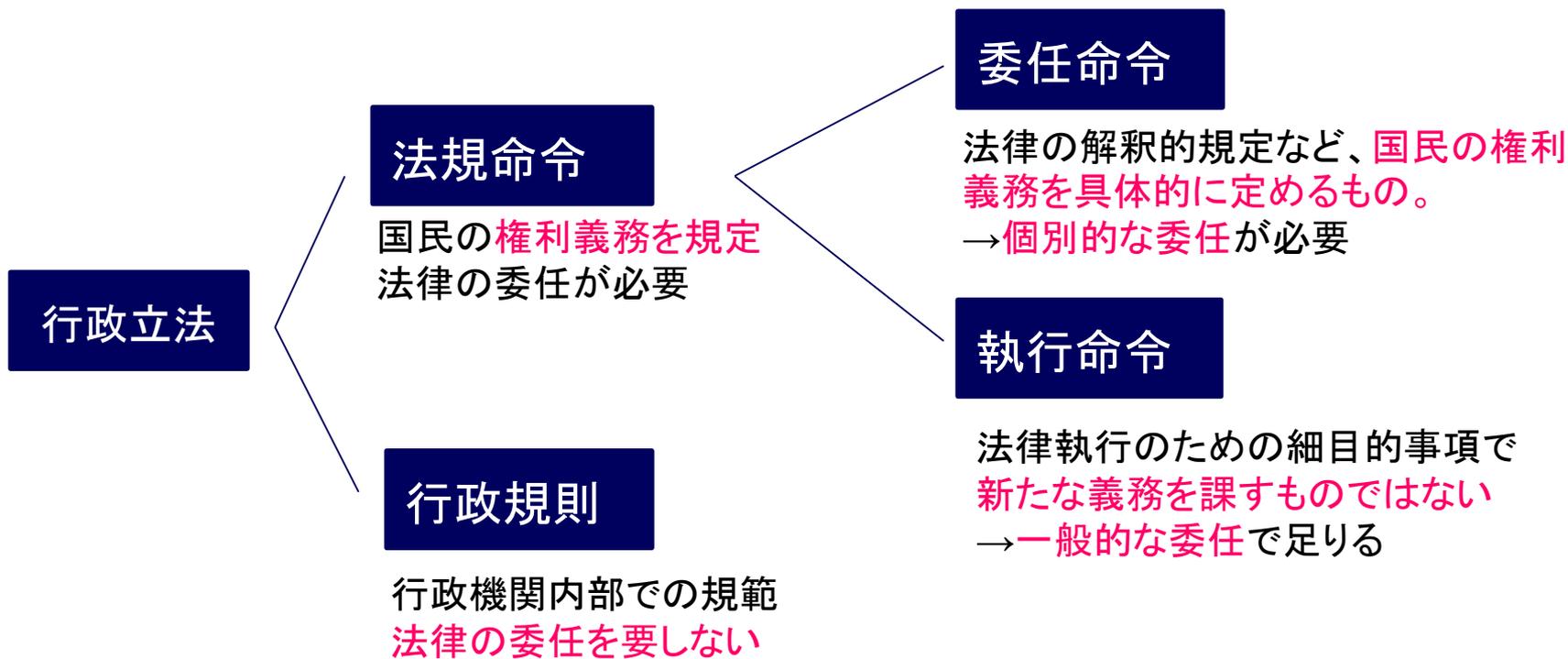


行政主体

行政機関

<テキスト4頁>

# 行政立法



\* 法規命令は、もともとなる法律が失効すると失効する

\* 委任命令には、法律の個別具体的な委任があれば罰則を設けられる

# 行政行為の効力

## ○拘束力

行政行為は相手方（国民）及び関係行政庁を拘束する

## ○公定力

行政行為が法律等に違反していても、権限を持つ機関が取り消すまでは有効として相手方その他の関係人を拘束する

## ○自力執行力

行政庁は、行政行為を根拠として、裁判所の力を借りることなく、行政行為の内容を実現しうる

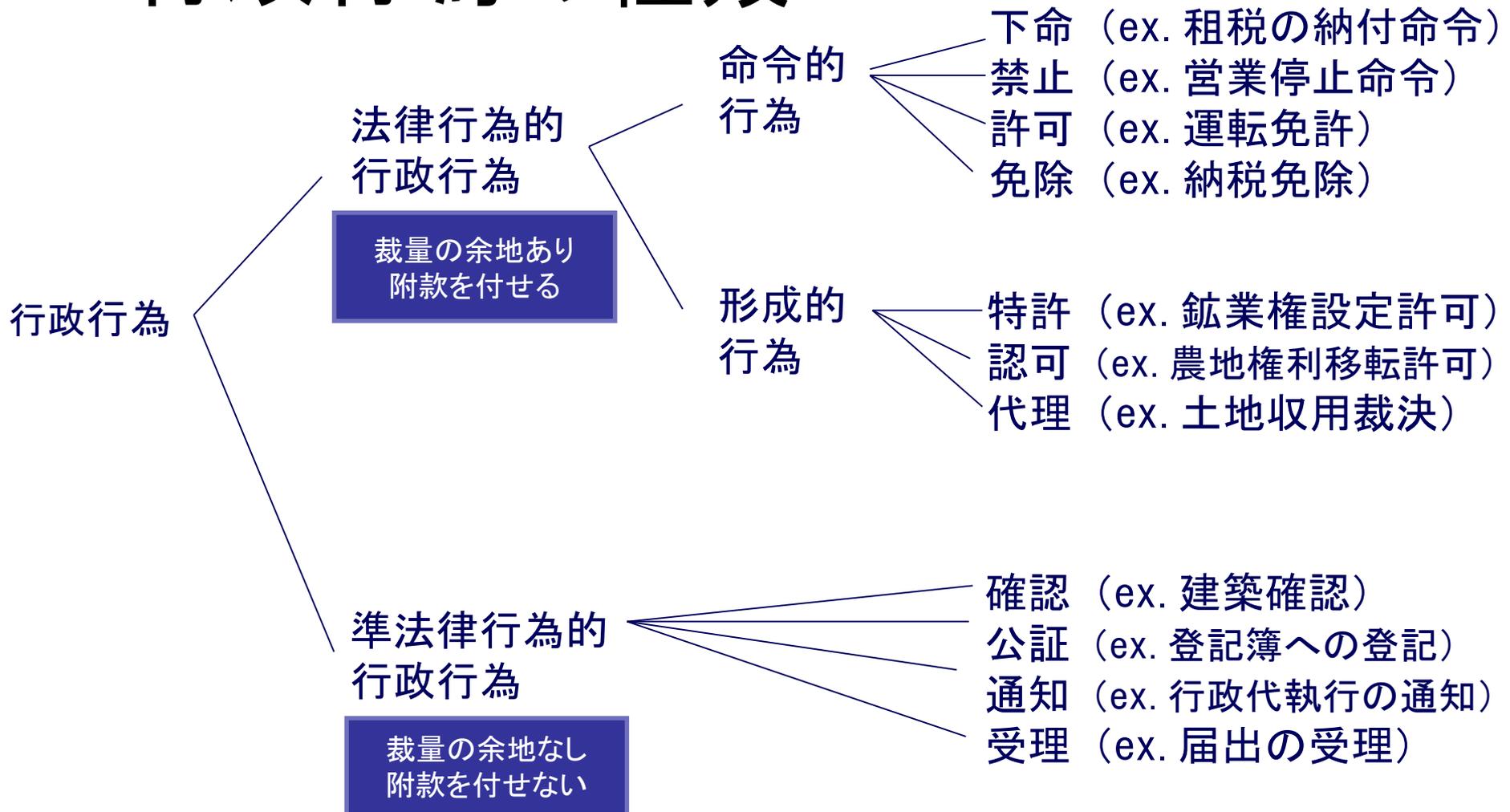
## ○不可争力（形式的確定力）

不服申立期間または出訴期間が経過すると、行政行為の相手方から行政行為の違法を争えなくなる

## ○不可変更力（実質的確定力）

裁決・決定など一部の行政行為は、行政庁自身も行政行為を職権で取り消したり、変更したりすることができない

# 行政行為の種類



# 許可・特許・認可のちがい

○許可→一般的な**禁止の解除**

(例) 医師免許、火薬類製造許可

○特許→特定の者に対する**排他的権利の設定**

(例) 鉱業権の設定、河川占用許可、土地収用事業認定

○認可→第三者の法律行為の補充、**法律効果の完成**

(例) 土地の占用権譲渡の承認

※ 許可、特許には裁量の余地があるが、認可にはない。

※ 許可なく行われた行為は当然に無効になるとは限らない。

# 確認・公証・通知のちがい

○確認→「判断・宣言」が目的

（例）道路区域の決定、建築確認、当選人の決定

○公証→「証明」が目的

（例）選挙人名簿への登録、戸籍への記載

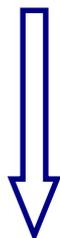
○通知→「表示」が目的

（例）代執行の戒告、納税の督促、事業認定の告示

# 行政行為の附款

「運転していいですよ。」（許可）

行政行為



効果の制限・義務の賦課

「道路が完成したら」（条件）

「平成23年7月1日から」（期限）

「めがねをかけるなら」（負担）

・  
・  
・

附 款

<テキスト7～8頁>

# 行政行為の附款

- 法律行為的行政行為にのみ付加できる
- 裁量行為について、行政目的の達成のため必要最小限度の範囲で付加できる（法律の根拠を必ずしも要しない）
- 附款が違法である場合、行政行為の重要な要素であって不可分なら当該行政行為も違法になる。
- 「条件」は発生不確実な事実、「期限」は発生確実な事実行政行為の効力発生を委ねるもの
- 取り消すには公益上の十分な理由が必要

# 行政行為の瑕疵

無効な行政行為

重大かつ明白な  
瑕疵



取り消すまでもなく効力を否定  
従わなくてよい

取り消しうべき  
行政行為

通常程度の  
瑕疵



取り消されるまでは  
有効なものとして  
従わなければならない

## 【無効な行政行為の例】

- ・ **内容**：内容が不明確か、実現不可能な行為
- ・ **形式**：書面による必要があるのに口頭ですませた
- ・ **手続**：議決が義務づけられているのに議決を経していない
- ・ **主体**：権限をもたない機関によって行われた

# 行政行為の取消しと撤回

	取消し	撤回
原因	成立時の瑕疵	後発的事情 (瑕疵なく成立)
主体	処分行政庁、監督行政庁、裁判所	処分行政庁のみ
効果	過去に遡及	将来に向かって発生

- \* 取消し・撤回をするには、国民の既得権益の保護をこえる公益性など高い必要性を有しなければならない。
- \* 法律の根拠は必ずしも要しないとされている。

# 非権力的行政作用

【行政計画】→16-1、19-4、23-2、26-4

○行政事件訴訟の対象になるものもある（原則ならない）

【行政契約】

○対等な当事者間の反対方向の意思表示の合致

○原則的に私法が適用されるが、契約の自由が制限される

○規制行政における契約、行政主体間の契約も存在

○原則法律の根拠は不要

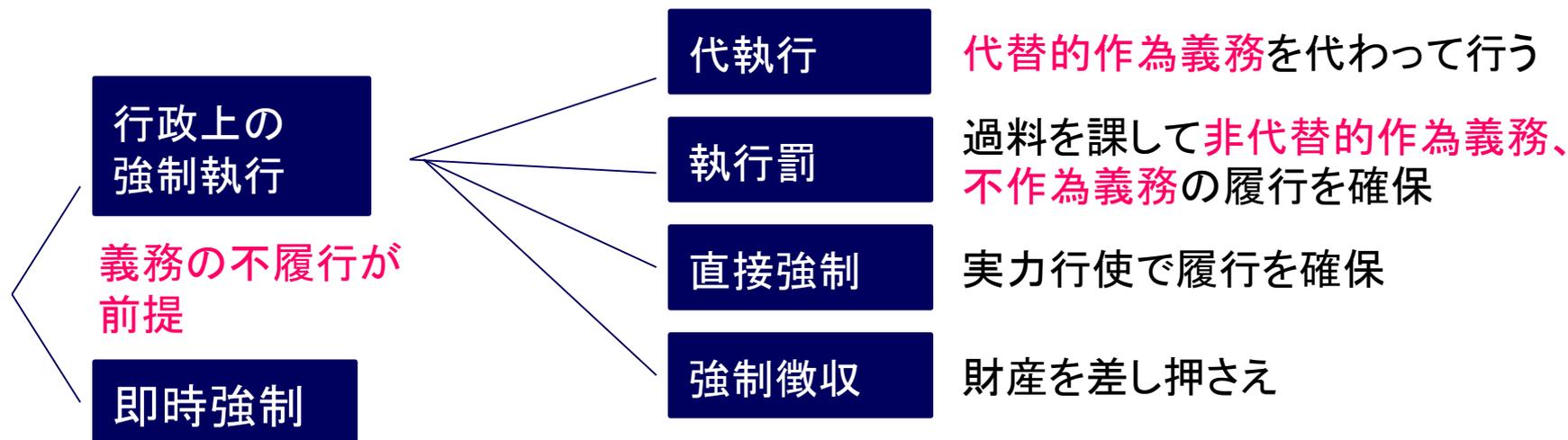
【行政指導】

○行政手続法で国民の立場を保護→対象の限定、継続の禁止

○取消訴訟の対象となる処分性が認められた例もある。

＜テキスト9～10頁＞

# 行政上の強制措置



義務の不履行を前提としない

- \* 代執行を行う際には戒告等が義務づけられているが、省略可
- \* 代執行に要した費用は義務者から徴収できる
- \* 執行罰は効果が薄いとされ、一般的でない（砂防法のみ）
- \* 直接強制は人権侵害の可能性が高いため立法例はまれ
- \* 即時強制は強度の人権侵害になるため、法律の根拠を要し、また、目的達成に必要な最小限度のみ認められる

# 行政上の制裁措置

	行政刑罰	秩序罰
原因	重大な義務違反	軽微な義務違反
内容	懲役、禁錮、罰金、 拘留、科料	過料
刑法	適用あり	適用なし
主体	裁判所	裁判所、自治体の長

\* 行政刑罰と秩序罰の併科も○。

\* 秩序罰は法秩序の安定を確保するための「制裁」。

将来の義務の履行確保を目指す執行罰との違いに注意！

# 国家賠償

- 公務員に代わる代位責任で、行政主体が賠償責任を負う
- 公権力の行使によるもの
  - 故意または過失があれば賠償請求できる
  - 国等は行為者に重過失があれば求償できる
- 営造物の瑕疵によるもの
  - 通常有する安全性を欠いていれば賠償請求できる
  - 管理者など他に責任を負うものがいれば求償できる
- 監督団体、費用負担団体どちらに対しても請求できる
- 営造物の利用者でない第三者も賠償請求可能

＜テキスト 12頁＞

# 損失補償

- 公共のために個人が被った特別な犠牲に対する補償  
⇒一般に受忍すべき程度のもの、一般的に課されるものについては補償されない
- 個別法（土地収用法、自然公園法など）の規定によるが、法律の規定がなくとも直接憲法に基づいて請求が可能

## 憲法第29条第3項

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

# 行政救済

行政救済

## 処分を取り消す

- ①行政権による取消し（不服申立て）
- ②裁判所による取消し（行政事件訴訟）

## 金銭で補償する

- ①違法な公権力行使への補償（国家賠償）
- ②適法な公権力行使への補償（損失補償）

両方可可能な場合  
原則的に  
自由選択主義



# 行政事件訴訟のポイント

## ☆類型☆

○主観訴訟：個人の権利利益の保護が目的

└ 抗告訴訟：公権力の行使への不服の訴訟

└ 当事者訴訟

・形式的当事者訴訟

・実質的当事者訴訟

○客観訴訟：法秩序の適正維持が目的。法により例外的に提起可能。

└ 民衆訴訟：行政機関の行為の是正を求める訴訟

└ 機関訴訟：行政機関相互間の権限争議

＜テキスト 16～18頁＞

# 行政事件訴訟のポイント

- ① 違法な処分・不作為のみが対象
- ② 司法経済重視（取消訴訟の厳格な要件）
  - ・ 処分性を有するものに限られる
  - ・ 法律上保護された利益を有する者のみが提起できる
  - ・ 被告は行政主体
  - ・ 出訴期間が定められている
- ③ 審理は口頭弁論を中心とした厳格なもの
- ④ 事情判決（※判決主文で違法を宣言しなければならない）
- ⑤ 執行不停止

<テキスト 18～20頁>

# 【14-1肢3、4、5】(取消し等の制限)

- 侵害（負担、侵益）的行政行為の取消し・撤回  
→ 処分庁の裁量により、原則として自由に行える
- 授益的行政行為の取消し・撤回  
→ ・相手方に取消し・撤回に係る責任がない限り、取消し・撤回をすべき公益上の高い必要性がない限り、行えない。  
・行う際には、聴聞の手続きを経なければならない
- 不可変更力（不服申立に対する裁決、訴訟に対する判決等一部の行政行為に認められる）のある行政行為は、行政庁自身取り消すことはできない。

## 【17-3】 濫用と踰越（逸脱）

- 濫用：権限内の行為だが、その行使が不当である
- 踰越：権限外の行為を行っている

《例》

100万円の貸付権限を与えられている人が・・・

- 返済能力のない人間に貸し付け → 濫用
- 500万円を貸し付け → 踰越

# 【16-1肢2】(行政計画の処分性)

○1966年最高裁判決

「事業計画は青写真に過ぎず、特定個人への処分ではない」

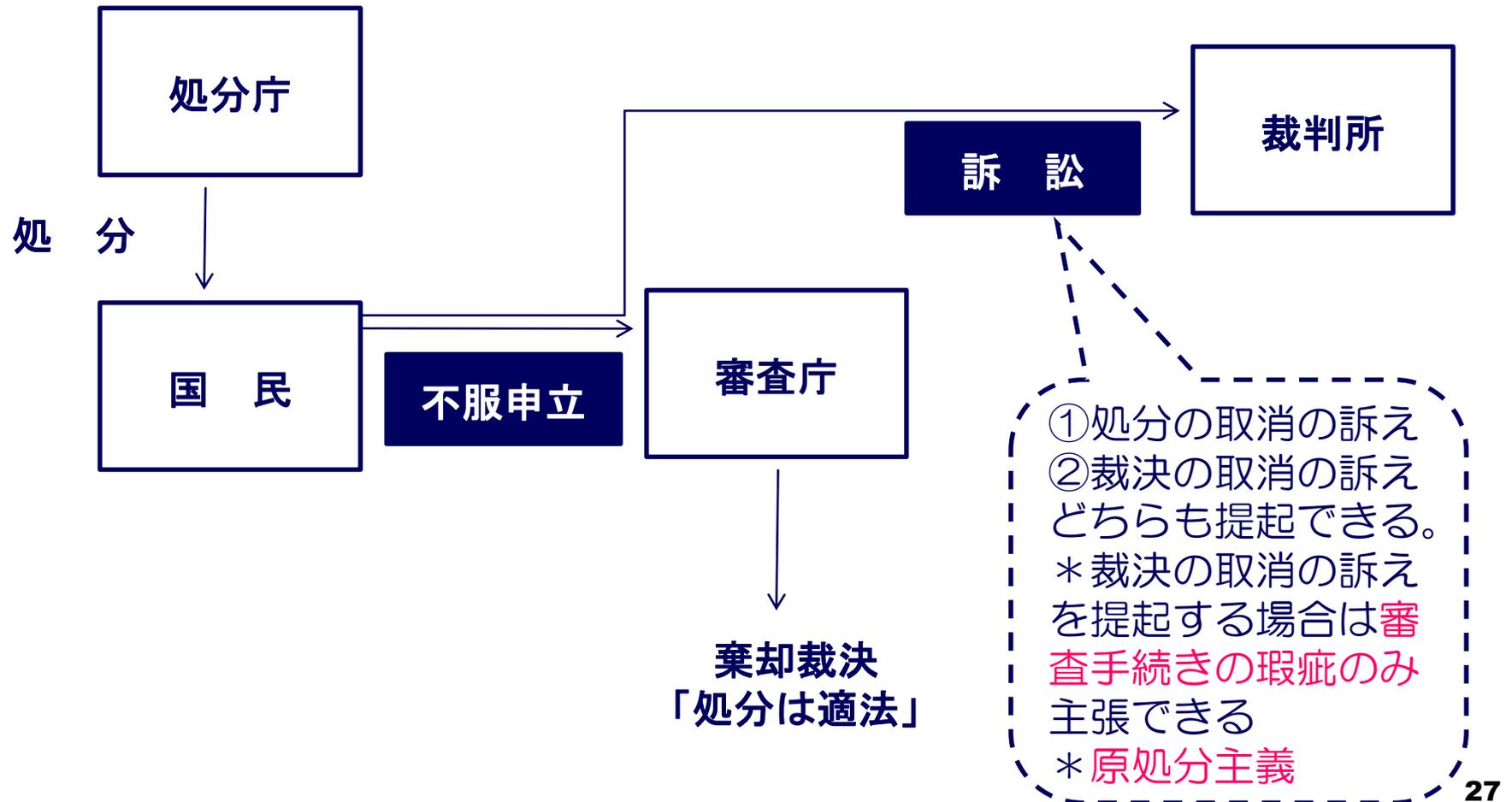
○2008年最高裁判決（42年ぶりに判例変更）

「事業計画決定があれば当然に換地処分まで行われる。事業計画決定時点で住民に直接的な影響が出るといえる（処分性肯定）」

《自治体の土地区画整理事業》



# 【15-2肢2、20-5肢3、22-7肢2】 (原処分主義)



# 【19-6、22-2、25-6】(教示制度)

- 教示が必要な場合、形式
  - ・不服申立てのできる処分を書面で行うとき
    - 書面により行わなければならない
  - ・利害関係人から教示を求められたとき
    - 口頭でも書面でも良いが、書面によることを求められた場合は書面により行われなければならない
- 教示を怠った場合、不服申立ての対象となるに過ぎず、  
処分自体の効力に影響はない
- 誤った教示をした場合、それを信じた不服申立人を保護

# 【16-3、19-7、24-7】(訴訟における執行停止)

原則：執行不停止

例外：以下の場合に裁判所は執行停止が可能

①原告の申立て

②重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき

※効力停止は執行停止や手続続行停止では目的を達成できないときのみ可

内閣総理大臣は、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があれば執行停止に関して異議を述べられる。(絶対的)  
ただし、理由を付すこと、国会での報告が義務づけられている

事情の変化で執行停止の理由がなくなった場合は、申立てにより執行停止の決定を取り消せる